



深谷市こども計画

令和7年度～令和11年度



みんなが笑顔で育ち育てられるまち ふかや

～全てのこども・若者が「まごころと思いやり」の中で
幸せに育まれる社会の実現を目指して～



計画策定の趣旨

令和5年4月、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利が守られ、生涯にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指した「こども基本法」が施行されました。

深谷市においては、令和2年3月に「第2期深谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもとその保護者に必要なこども・子育て支援施策を推進してきました。

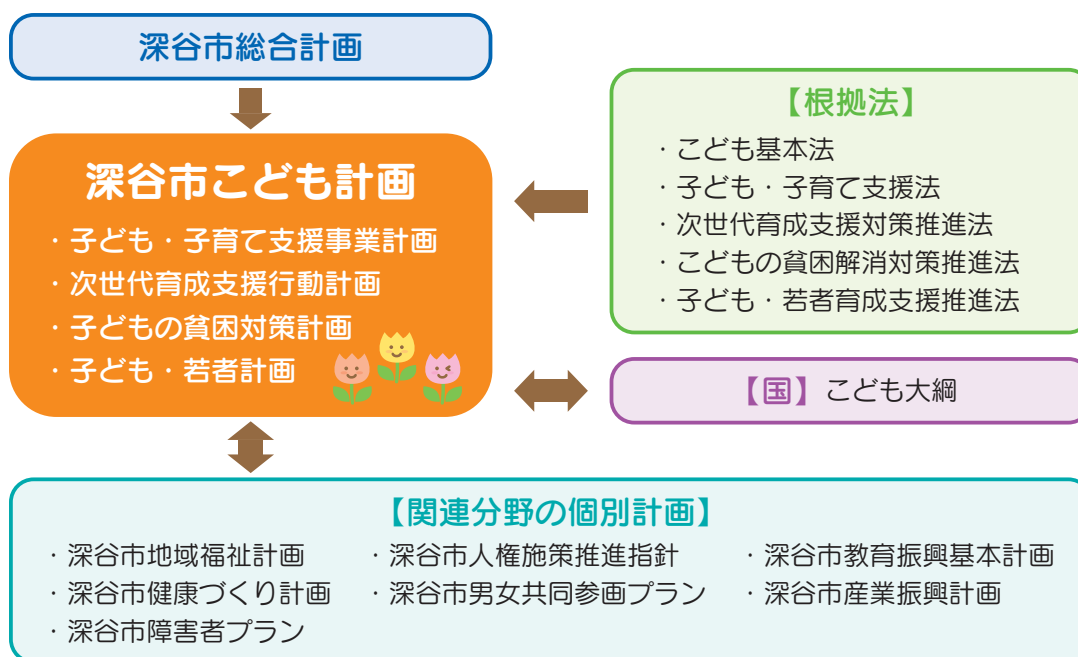
第2期計画が最終年度を迎え、次期計画を策定するにあたり、本市においても「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども基本法に基づく「こども計画」として、こどもの貧困対策やこども・若者支援を含めた新たな「深谷市こども計画」を策定するものです。

令和7年3月
深谷市

計画の概要

計画の位置づけ

以下の関連法に基づく計画とするとともに、市の最上位計画である「深谷市総合計画」及び関連分野における個別計画との整合性を図るものとします。



計画の対象

本計画は、全ての子ども・若者と子育て当事者を対象とします。本計画では「子ども」を乳幼児期から思春期までの者とし、「若者」を思春期、青年期から概ね39歳までの者とし、なお、思春期は施策等によって「子ども」「若者」にそれぞれ該当する部分があります。

「こども基本法」では、「子ども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう支えていくことを示したものであり、こどもが、若者になり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においても、こども基本法の趣旨にのっとり、子ども・若者に対する切れ目のない支援を行っていきます。

乳幼児期 義務教育年齢に 達するまで	学童期 小学生	思春期 中学生～ 概ね18歳	青年期 概ね18歳～ 概ね30歳	ポスト青年期 概ね30歳～ 概ね39歳
こども				
		若者		



計画の基本的な考え方及び施策の展開

深谷市の目指す基本理念を以下のように示し、その実現に向けて基本目標と施策を位置づけました。計画書においては、各施策に紐づいた事業の概要を整理しています。

基本理念及び基本目標



みんなが笑顔で育ち育てられるまち ふかや

～全てのこども・若者が「まごころと思いやり」の中で
幸せに育まれる社会の実現を目指して～

基本目標 1

こどもの権利の尊重と
自分らしい育ち・暮らしの確保

基本目標 2

妊娠期から子育て期にわたる
切れ目のない支援の充実

基本目標 3

こども・若者の健やかな成長と
希望を叶えるための支援の充実

基本目標 4

誰一人取り残さない支援の
充実と安全・安心の確保

基本施策と目指す姿

基本目標 1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ち・暮らしの確保

1-1 こども・若者の権利に関する普及啓発

○こども・若者をはじめ、幅広い世代の多くの人々が、様々な機会・媒体を通じて、こども・若者がもつ権利についての認識を深めている。

1-2 こども・若者が意見を表明する機会の確保

○全てのこども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができる。
○行政をはじめ、家庭や学校、職場、地域など、様々な場面において、こども・若者の意見が尊重され、取組に反映されている。

1-3 多様性を尊重する社会環境づくりの推進

○こども・若者が性別や国籍等によって偏見や差別されることなく、その個性が尊重され、能力を発揮している。



基本目標2 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

2-1 妊娠・出産支援の充実

- 全ての妊婦が切れ目のない支援体制を通じて、安全・安心な妊娠・出産ができている。
- 妊産婦が抱える不安な気持ちや悩みに寄り添った相談支援を受けることができている。

2-2 医療提供体制の充実

- こどもが安心して医療機関にかかることができていると感じる人が増えている。

2-3 ニーズに応じた子育て支援の充実

- きめ細かな子育て支援を受けることができている子育て家庭が増えている。
- 地域ぐるみでこどもを育て、子育て家庭を支える気運が醸成され、地域住民による子育て支援が活発に行われている。

2-4 共働き・共育での支援

- こどもが生まれても、各種制度の活用や職場の理解・協力により働き続けることができ、夫婦が協力して家事や育児をしている子育て家庭が増えている。

2-5 ひとり親家庭への支援の充実

- ひとり親家庭が、経済的に自立し、こどもとの時間や自分の時間も大切にしながら、大きな負担を感じることなく、楽しく子育てをすることができる。

2-6 子育て家庭の孤独・孤立の防止

- 子育て家庭が孤立せず、孤独感を感じることなく、地域とのつながりや子育て家庭同士の交流等を保ち、困りごとや不安について共有しながら、支え合って子育てしている。

2-7 包括的な相談支援体制の構築・強化

- 妊娠・出産や子育てに不安や悩み、課題等を抱える人が気軽に相談でき、必要に応じて専門的な機関につながり、一人ひとりの状況や気持ちに寄り添った支援を受けている。

2-8 子育てや教育にかかる経済的支援

- 子育てや教育にかかる費用への助成等により、子育て家庭の経済的負担が軽減され、こどもの健やかな成長に必要な支援や教育等を受けることができる。

2-9 子育て家庭にやさしい地域社会づくり

- 子育て家庭やこどもが地域の中で安心して暮らし、外出することができる。
- こどもが安全に安心して遊ぶことができる場所がある。
- 市民や企業など、地域社会全体が子育て家庭に対する理解を深め、温かく見守り、こどもの健やかな成長に必要なことのできる範囲で協力している。

基本目標3 こども・若者の健やかな成長と希望を叶えるための支援の充実

3-1 ライフステージを通じた健康づくりの推進

- 乳幼児期から青年期にいたるまで、一人ひとりの状態に応じた連続性のある健康づくりにより、心身ともに健やかに成長している。

3-2 幼児教育・保育及び学校教育の充実

- 質の高い幼児教育・保育及び学校教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導等

を通じて、全てのこどもが個性や能力を伸ばし、確かな学力や健全な心身が育まれ、将来に夢や志を持っている。

3-3 特色ある教育の推進

- 家庭、地域、学校が連携し、地域資源を活かした特色ある教育を通じて、こどもたちの時代の変化に対応する力や豊かな人間性と社会性、郷土への愛着が育まれている。



3-4 家庭教育支援の推進

- 全ての子育て家庭が、家族や親せきのみならず、地域において家庭教育に関する助言や学習機会、支援等を受けながら、安心して家庭教育を行っている。

3-5 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の確保・育成

- 地域の中で多くのおとながこども・若者の健やかな成長に資する活動に携わっている。

3-6 地域における居場所づくりの支援

- 全てのこども・若者が地域の中に、安全・安心して自分らしく過ごし、様々な交流を通じて人との関係性を築くことができる「居場所」を持っている。

3-7 多様な体験・交流活動の推進

- こども・若者が全てのライフステージにおいて多様な体験・交流活動に主体的に参加し、それらを通じて、健やかな心身や社会性、創造力等を育んでいる。

3-8 結婚を望む人への支援

- 結婚したいと希望する人が、結婚したいと思える人と出会い、安心して希望に満ちた新生活をスタートしている。

3-9 雇用・就労環境づくり

- 若者が自分に合った職業に就き、十分な賃金を得ながら経済的に自立し、将来に希望を感じながら働くことができる。

基本目標4 誰一人取り残さない支援の充実と安全・安心の確保

4-1 こどもの貧困の解消に向けた取組の推進

- 全てのこども・若者が生まれ育った環境等にかかわらず、様々な体験・交流を重ねながら健やかに成長し、将来に夢や希望を持ち、その実現に向かって挑戦している。

4-2 障害のあるこども・若者への支援

- 障害があっても、障害特性に応じたきめ細かな支援や合理的配慮を提供されながら、地域の中で自分らしく、共に暮らし、学び、働いている。

4-3 不登校、ニート、ひきこもりのこども・若者への支援

- 様々な困難や課題を抱えるこども・若者やその家族が、多様な主体の連携のもと、寄り添った支援を受けながら、自分らしく社会生活を営むことができる。

4-4 ヤングケアラーへの支援

- ヤングケアラーやその家族が必要な支援を受けながら、家事や家族の世話の負担が軽減又は解消され、こどもらしく、遊びや体験、交流などができている。

4-5 児童虐待防止対策の強化と社会的養護施策の推進

- 困難な状況におかれている妊産婦や保護者が地域社会の中で孤立せず、寄り添った支援を受けながら適切な養育を行っている。
- 虐待を受けているこどもが早期に把握され、必要な支援や社会的養護につながっている。

4-6 犯罪、事故、災害からこどもを守る環境の整備

- 全てのこども・若者が、防犯や事故防止、防災に関する知識を身に付け、自らの身を守る行動を取ることができ、おとなに見守られながら、安全に安心して暮らしている。
- 被害に遭ったこども・若者が相談でき、人権が守られながら寄り添った支援を受けている。





目標指標

基本目標	指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
基本目標1	こどもの意見表明権について知っているこども・若者の割合 (15～39歳)		35.4%	50%以上
	こども・若者の意見が尊重されていると思う人の割合 (15～39歳)		49.3%	60%以上
基本目標2	深谷市が子育てしやすい環境だと思う人の割合	就学前児童保護者	82.3%	85%以上
		小学生保護者	65.8%	70%以上
	子育ての心配ごとや不安なことを相談できる人がいない人の割合	就学前児童保護者	1.6%	現状以下
		小学生保護者	2.1%	
	子育てにとっても負担を感じているひとり親世帯の割合	就学前児童保護者	11.5%	現状以下
		小学生保護者	7.6%	
	社会から取り残されている気がしたり、孤独を感じる人がいる人の割合	就学前児童保護者	8.5%	現状以下
		小学生保護者	6.1%	
基本目標3	自分の将来が楽しみだと思うこどもの割合	小学5年生	74.2%	80%以上
		中学2年生	64.8%	70%以上
	「自分のことが好きだ（今の自分が好きだ）」 と思うこども・若者の割合	小学5年生	68.2%	70%以上
		中学2年生	64.3%	70%以上
		15～39歳	65.4%	70%以上
	自分の将来について明るい希望を持っている こども・若者の割合	15～39歳	62.3%	70%以上
	自分には自分らしさというものがあると思う こども・若者の割合	15～39歳	84.1%	90%以上
基本目標4	生活に満足していないと思うこども（世帯収入が中央値の1/2未満）の割合	小学5年生	17.3%	15%以下
		中学2年生	26.7%	25%以下
	逆境体験について、ひとつもあてはまらない こどもの割合	小学5年生	78.0%	80%以上
		中学2年生	73.5%	80%以上
	家庭の経済的な状況を理由にこどもの進学段階を希望・展望している保護者の割合		9.4%	5%以下
	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合 (15～39歳)		97.9%	現状維持
	社会生活や日常生活を円滑に送ることができるこども・若者の割合 (15～39歳)		42.7%	60%以上



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

本計画では、保育所や幼稚園等といった「教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」に関する「量の見込み」（需要量）を算出し、現状にあわせた「確保の方策」（供給量）を定めています。各事業の量の見込み及び確保の方策は、以下のとおりです。

■教育・保育の量の見込みと確保の方策

	令和7年度					令和8年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	711	2,021	320	533	607	677	1,959	325	534	626
②確保の方策	1,001	2,090	296	494	642	932	2,090	296	494	642
③差異（②－①）	290	69	▲24	▲39	35	255	131	▲29	▲40	16

	令和9年度					令和10年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	646	1,904	331	539	624	613	1,827	331	545	627
②確保の方策	932	2,090	296	494	642	932	2,090	296	494	642
③差異（②－①）	286	186	▲35	▲45	18	319	263	▲35	▲51	15

	令和11年度				
	1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	602	1,794	336	542	632
②確保の方策	932	2,090	296	494	642
③差異（②－①）	330	296	▲40	▲48	10

1号…こどもが満3歳以上で、教育施設の利用を希望。

2号…こどもが満3歳以上で、保育の必要性の認定を受け、保育施設の利用を希望。

3号…こどもが満3歳未満で、保育の必要性の認定を受け、保育施設の利用を希望。

※量の見込みが確保の方策を上回る分については、定員弾力化により対応

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業						
こども家庭センター型	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保の方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域子育て相談機関	量の見込み	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
	確保の方策	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
地域子育て支援拠点事業						
量の見込み		17か所	17か所	17か所	17か所	17か所
確保の方策		17か所	17か所	17か所	17か所	17か所
妊婦健康診査						
量の見込み		715人	700人	674人	660人	644人
確保の方策		715人	700人	674人	660人	644人
乳児家庭全戸訪問事業						
量の見込み		733人	715人	700人	674人	660人
確保の方策		733人	715人	700人	674人	660人



		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業						
量の見込み		7人回	6人回	6人回	6人回	6人回
確保の方策		30人回	30人回	30人回	30人回	30人回
子育て短期支援事業						
量の見込み		11人日	11人日	10人日	10人日	10人日
確保の方策		28人日	28人日	28人日	28人日	28人日
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）						
就学前児童	量の見込み	537人日	518人日	500人日	479人日	469人日
	確保の方策	1,073人日	1,065人日	1,056人日	1,047人日	1,060人日
就学児童	量の見込み	586人日	573人日	563人日	548人日	524人日
	確保の方策	1,171人日	1,179人日	1,188人日	1,197人日	1,184人日
病児・緊急対応強化事業	量の見込み	35人日	34人日	33人日	32人日	31人日
	確保の方策	120人日	120人日	120人日	120人日	120人日
一時預かり事業						
幼稚園型	量の見込み	31,722人日	33,377人日	34,875人日	35,966人日	38,141人日
	確保の方策	55,560人日	42,960人日	42,960人日	42,960人日	42,960人日
一般型	量の見込み	2,760人日	2,704人日	2,603人日	2,478人日	2,417人日
	確保の方策	42,558人日	42,558人日	42,558人日	42,558人日	42,558人日
延長保育事業						
量の見込み		1,047人	1,064人	1,077人	1,083人	1,101人
確保の方策		3,522人	3,522人	3,522人	3,522人	3,522人
病児保育事業						
量の見込み		59人日	58人日	56人日	54人日	53人日
確保の方策		980人日	980人日	980人日	980人日	980人日
放課後児童健全育成事業						
量の見込み		2,852人	2,889人	2,925人	2,957人	2,923人
確保の方策		2,311人	2,311人	2,311人	2,311人	2,311人
実費徴収に係る補足給付を行う事業						
国補助対象分	量の見込み	152人月	145人月	139人月	131人月	129人月
	確保の方策	792人月	792人月	792人月	792人月	792人月
市単独分	量の見込み	36人月	35人月	33人月	31人月	31人月
	確保の方策	360人月	360人月	360人月	360人月	360人月
子育て世帯訪問支援事業						
量の見込み		192人日	192人日	192人日	192人日	192人日
確保の方策		192人日	192人日	192人日	192人日	192人日
親子関係形成支援事業						
量の見込み		10人	9人	9人	9人	8人
確保の方策		12人	12人	12人	12人	12人
妊婦等包括相談支援事業						
量の見込み		2,145回	2,100回	2,022回	1,980回	1,932回
確保の方策		2,145回	2,100回	2,022回	1,980回	1,932回
産後ケア事業						
量の見込み		134人日	137人日	137人日	137人日	137人日
確保の方策		142人日	142人日	142人日	142人日	142人日

深谷市こども計画 【概要版】

発行年月：令和7年3月

発行：深谷市

編集：深谷市 こども未来部 こども青少年課

〒366-8501 深谷市仲町11番1号

TEL：048-571-1211(代) FAX：048-551-4480

